

国民健康保険法施行条例をここに公布する。

平成29年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第52号

国民健康保険法施行条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 岩手県国民健康保険運営協議会（第2条－第7条）

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金（第8条）

第4章 国民健康保険事業費納付金（第9条－第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 岩手県国民健康保険運営協議会

（設置）

第2条 法第11条第1項の規定により、岩手県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の定数等）

第3条 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第3条第5項の規定により条例で定める委員の定数は、15人とする。

2 委員は、知事が任命する。

（会長）

第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

（会議）

第5条 協議会は、知事が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(会長への委任)

第7条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金

第8条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第1項の普通交付金（第3項において「普通交付金」という。）は、毎年度、市町村に対し、当該市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に応じ、交付する。

2 算定政令第6条第1項の特別交付金（次項において「特別交付金」という。）は、毎年度、市町村に対し、当該市町村の財政状況その他の事情に応じ、交付する。

3 前2項の規定による普通交付金及び特別交付金の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 国民健康保険事業費納付金

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第9条 法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（第24条において「国民健康保険事業費納付金」という。）は、毎年度、市町村から徴収する。

(医療費指数反映係数に係る基準)

第10条 算定政令第9条第3項の条例で定める基準は、市町村間における同条第1項第2号ロの年齢調整後医療費指数の格差その他の事情を勘案し、零以上1以下の範囲内において定めることとする。

(年齢調整後医療費指数)

第11条 算定政令第9条第4項本文の条例で定める値は、同項第1号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数に係る基準)

第12条 算定政令第9条第5項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として定めることとする。

(一般納付金所得等割合)

第13条 算定政令第9条第6項の条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第14条 算定政令第9条第7項本文の条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数に係る範囲)

第15条 算定政令第9条第9項の条例で定める範囲は、零を超え、かつ、1未満の範囲とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数に係る基準)

第16条 算定政令第10条第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として定めることとする。

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第17条 算定政令第10条第4項の条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第18条 算定政令第10条第5項本文の条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に係る範囲)

第19条 算定政令第10条第7項の条例で定める範囲は、零を超え、かつ、1未満の範囲とする。

(介護納付金納付金所得係数に係る基準)

第20条 算定政令第11条第3項の条例で定める基準は、同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として定めることとする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第21条 算定政令第11条第4項の条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第22条 算定政令第11条第5項本文の条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数に係る範囲)

第23条 算定政令第11条第7項の条例で定める範囲は、零を超え、かつ、1未満の範囲とする。

(規則への委任)

第24条 この章に定めるもののほか、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(国民健康保険事業費納付金の特例)

2 算定政令附則第4条第1項の規定により算定政令第9条及び第10条の規定を読み替えて適用する場合における第11条から第13条まで、第16条及び第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	同項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第1号
第12条	同項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号
第13条	同項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号

第16条	同項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号
第17条	同項第1号	算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号

(国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の廃止)

- 3 国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例(平成17年岩手県条例第61号)は、廃止する。

(国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による廃止前の国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の規定による平成29年度以前の年度分の岩手県調整交付金の交付については、なお従前の例による。